

～みなさんの体育祭です、ふるってご参加を～

『第41回上里町民体育祭』

日 時

10月11日(日)
午前8時30分～開会式

会 場

堤調節池運動公園グラウンド
(雨天の場合は中止となります)



出場者を募集します！

※出場された方全員に参加賞をさしあげます。

◆字別対抗種目

種目	募集人数 (各行政区ごと)
①ハンドドリブルリレー	男子2名・女子2名
②ソリ引きリレー	
③対抗リレー	
④玉入れ	男子5名・女子5名

対象…18歳以上で町内在住在勤者

申込…9月15日(火)までに各区長、又は健康・体力推進協議会役員まで申し込みにください。

※組み合わせ抽選は事務局で行ないますので、ご了承ください。

◆一般自由参加種目

種目	対象
①竹取物語	小学生
②おいかけ玉入れ	幼 児
③あけてびっくり封切り競争	一 般
④みんなで踊りましょう	
⑤民踊	小学生
⑥綱引き(小学生)	

※参加希望の方は、体育祭当日、各種目ごとに集合招集の放送が流れたら、入場門へ集合してください。

第41回上里町民体育祭プログラム(案)

No.	競技種目	参加対象者
1	竹取物語	小学生(自由参加)
2	体育協会対抗リレー	体育協会
3	おいかけ玉入れ	幼児(自由参加)
④	地球まわしリレー	地域別一般
5	スポーツ少年団対抗リレー	スポーツ少年団員
6	あけてびっくり封切り競走	来賓・商工会・一般(自由参加)
7	字別対抗リレー(予選)	ハンドドリブルリレー(男2・女2) ソリ引きリレー(男2・女2) 対抗リレー(男2・女2)
8	スポーツ少年団・親子でジャンプ	スポーツ少年団・親子
9	台風の日	P T A 会員等
10	みんなで踊りましょう	レクリエーション協会・一般(自由参加)
	昼食・アトラクション	※ゆっくり走ろう交通安全パレードほか 出場チーム募集
11	ゴルフでボウリング	老人クラブ・高齢者
12	民踊(上里音頭・津軽の花)	S A L A 上里・民踊連盟・民踊愛好者・ 小学生・老人クラブ・一般(自由参加)
13	綱引き(小学生)	小学生(自由参加)
⑭	綱引き(一般)	地域別一般
15	字別対抗玉入れ	字別チーム
16	消防団対抗リレー	消防団
17	字別対抗リレー(決勝)	字別チーム

※太文字は字別対抗種目、○数字は地域別一般対抗種目です。

町民体育祭練習用『上里中学校ナイター施設』開放日程

9月・10月

月	火	水	木	金	土	日
9/21	22	23	24	25	26	27
神小地域	賀小地域	長小地域	七小地域		東小地域	
月	火	水	木	金	土	日
28	29	30	10/1	2	3	4
	神小地域	賀小地域	長小地域	七小地域	東小地域	
月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11
神小地域	賀小地域	長小地域	七小地域	東小地域		体育祭

【開放時間】

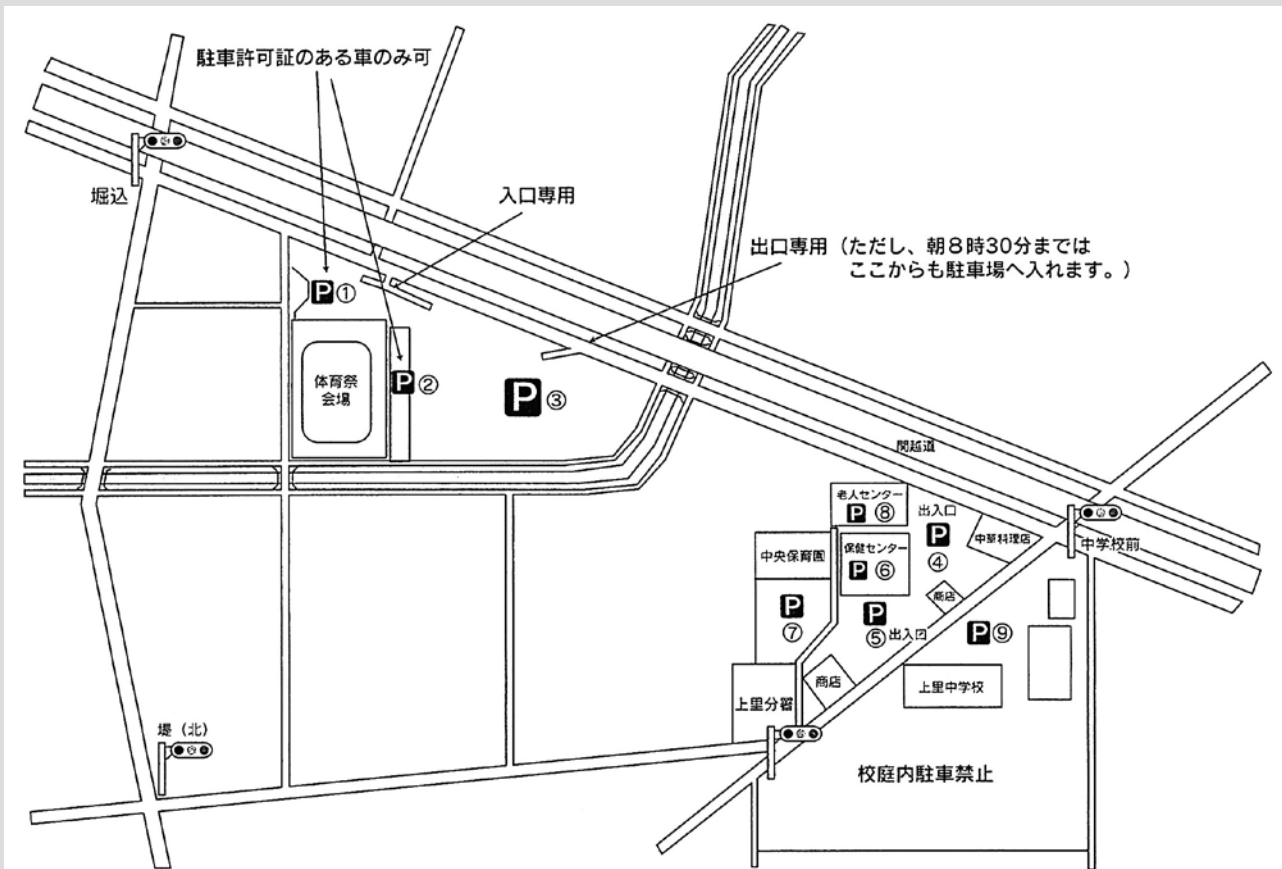
午後7時30分～9時30分

※雨で中止の場合は、区長さんを通じて連絡します。グラウンドの利用にあたっては、利用上の注意(校内禁煙等)を守ってください。

体育祭当日駐車場のご案内

[注意事項]

- ◆①②の駐車場については、事務局が発行する駐車券のある車のみ駐車できます。
- ◆体育祭当日は、できるだけ徒歩・自転車でお越しください。
また、車でお越しの方は、なるべく乗り合わせでお越しください。
- ◆上里中学校校庭は駐車禁止ですので、車で乗り入れないでください。
- ◆路上駐車はしないでください。

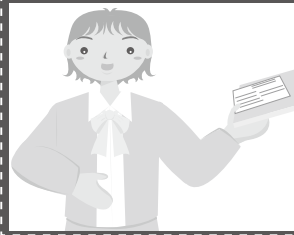


駐車場

- ①②③…堤調節池グラウンド横駐車場 ④⑤⑥…保健センター内駐車場
⑦…中央保育園内駐車場 ⑧…老人センター内駐車場 ⑨…上里中学校内駐車場

◆問合せ…生涯学習課スポーツ振興係【☎35-1245(直)】

税務通信



平成21年10月より
住民税の年金からの
引き落としが始まります！
(特別徴収制度)

地方税法の改正により、65歳以上の年金受給者のうち住民税の納税義務のある方は、住民税を年金から引き落としする制度(特別徴収制度)が導入されます。この制度の導入は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方

- ① 65歳以上で公的年金等を受給している方
- ② 老齢基礎年金等の給付額が年間18万円以上の方
- ③ 1年間にもらっている老

齢基礎年金等の額から介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、源泉徴収税額を差し引いた残額が住民税の年税額よりも多い方

※65歳未満の方や上記要件に該当しない方の公的年金等に係る住民税額は、普通徴収の方法によって納付していただくこととなります。

特別徴収を行なう公的年金

老齢・退職を支給事由とする年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金等)から、住民税の特別徴収を行ないます。障害年金や遺族年金は住民税の特別徴収の対象となりません。

特別徴収の対象となる税額

公的年金等の所得に対する住民税の所得割額・均等割額のみが老齢基礎年金等から特別徴収となります。

特別徴収が中止になる場合

- ・町外へ転出した場合
- ・死亡した場合

・確定申告や年金支払報告(訂正分)等を受理したこと

などによって、公的年金等の所得に係る住民税額が変更になった場合

※特別徴収の対象予定となる方には、特別徴収開始のお知らせを通知します。なお、通知があった場合であっても、その後、異動等が生じた場合は、特別徴収の対象にならない場合があります。

◆問合せ：税務課住民税係

【☎35-1220内1131
1132】

定額給付金

申請期限が
迫っています！

10月19日(月)
申請受付終了

申請はお早めに、申請の受付がまもなく終了します。

【申請窓口】役場3階・総合政策課

※世帯主(外国人登録原票に登録されている方は個人)の方で申請書が届いていない場合は、上里町役場又は平成21年2月1日に住民登録を行なっている市区町村へお問い合わせください。

問合せ…総合政策課(給付金担当)
【☎35-1238(直)】

ポルトガル語のお知らせ (versão em português)
O prazo para solicitação do subsídio (teigaku kyūfukin) é até o dia 19 de outubro, portanto solicite o quanto antes. Os requisitos são: estar registrado em Kamisato até a data base, ou seja 1º de fevereiro e possuir visto de no mínimo 2 meses de prazo (exceto visto de turismo). Para esclarecimento de dúvidas ou para as pessoas que não receberam o formulário de solicitação, entre em contato com a Prefeitura de Kamisato (no 3º andar Sōgō Seisakuka ou através do telefone 35-1238).

特別徴収の例

住民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

納付書で納める(普通徴収)				
月	6月	8月	10月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただきました。



納税窓口

夜間開庁・休日開庁のお知らせ

◆9月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]

9月7日(月)・15日(火)・25日(金)

[休日(午前8時30分～正午)]

9月13日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係

【☎35-1220(直)】

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

○税は納期限内に納めましょう!

平成21年度の納め方

月	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただき、10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3		

4月・6月・8月は、仮徴収として前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

国民年金コーナー

年金受給者がなくなったときには……

年金を受ける権利は、死亡によりなくなります。遺族の方は、「年金受給者死亡届」を提出してください。

また、年金は死亡した月まで受けられます。受けられる年金が残っているときは、死亡当時受給者と生計を同じくしていた遺族の方に支払われますので、「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。

死亡届を提出する場合

添付書類…①年金証書、②死亡の事実を明らかにすることができ書類

※届出が遅れると年金が過払いになり、遺族の方などに返納していただくこととなります。

未支給年金を請求する場合

「未支給年金・保険給付請求書」を提出してください。
添付書類…前述の①・②に加えて、③死亡した受給者と請求者の身分関係を明らかに

◆問合せ…社会保険庁・年金ダイヤル

(IP電話、PHSからは)【☎0570-05-1165】
【☎03-6700-1165】



かにする戸籍謄本、④生計を同じくしていたことを証明する書類(住民票等)
※これ以外の書類が必要になる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。